

■学位論文内容要旨

成年後見制度利用促進における中核機関の設置にか かかる広域連携の手法に関する研究

——愛知県内の実践をふまえて——

山中 和彦 (2020年度修了)

【研究の背景と目的】

有資産者の財産管理の仕組みであった禁治産・準禁治産制度から自己決定権の尊重を重視した成年後見制度に移行したのは、社会福祉基礎構造改革に基づく介護保険制度が導入されたのと同じ2000（平成12）年である。措置から契約に移行された福祉制度の運用の前提となる成年後見制度であるが利用が進まなかったため、成年後見制度利用促進法が2016（平成28）年制定、施行され、法に基づく成年後見制度利用促進基本計画が策定され、これに基づく施策が展開されている。なかでも「全国どこで住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような地域体制の構築」を目指すための権利擁護支援の広域連携ネットワーク及び中核機関の整備が、市町村に課せられた責務として重要であり、国は基本計画にかかるKPI（目標を達成するための重要な業績評価の指標）として、2021（令和3）年度末までに、全国1,741全ての市町村において中核機関（権利擁護センター等を含む）を整備することとしている。

しかしながら、2020（令和2）年3月にまとめられた「成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」によれば、2018（平成30）年10月時点492市区町村となっており順調に進んでいるとはいえない。

市町村規模に即して分析すると人口10万人未満の市町村は1,459（構成比87.3%）であるがこれらの市町村による整備率は27.7%であり積極的な整備推進が図られなければならない。これらの市町村は、市町村規模から財政、人員体制の点で進んでいないことから、広域連携の手法を用いた中核機関の整備が期待され、実際未整備

市町村の約4割が広域連携での設置を検討している。

中核機関の設置は、中立性・公平性の観点から市町村が行い、地域の実情に応じて適切に業務が履行できる団体に委託することも可能とされており、実際に、委託されることが多く、委託先としては市町村社会福祉協議会が約8割と圧倒的に多く、今後整備される中核機関に関しても市町村社会福祉協議会が委託先として想定されているものと考えられる。国が「小さく産んで大きく育てる」といい中核機関の機能のうち①広報機能と②相談機能からまず始めるということを進めていることもあり将来展望に関する検討もなく安易に社会福祉協議会へ委託される懸念がある。

そこで、「広域連携による中核機関を設置する場合、市町村社会福祉協議会以外に選択肢はないのか、NPO新設モデルも検討すべきではないか」との問いを立て、NPO新設モデルが積極的に展開されている愛知県内の取組を踏まえて、どのような広域連携の手法がありうるのか提案を試みる。

【研究の方法】

文献調査の方法による。筆者が勤務する尾張北部権利擁護支援センターの情報については、ホームページ等で公表されている情報の範囲で利用した。

【研究の結果】

第1章では、成年後見制度利用促進基本計画による中

核機関の位置づけ、役割等を整理した。

第2章では、社会福祉協議会は、社会福祉法が根拠法であり市町村社会福祉協議会については第109条に規定がある。第4項に当該市町村の区域を越えた事業展開を可能とする規定がある。

市町村社会福祉協議会は、人事交流も含めて当該市町村と密接な関係があり公的な団体とされている。市町村社会福祉協議会が都道府県社会福祉協議会から委託を受けて実施している日常生活自立支援事業は、権利擁護支援のツールのひとつとして利用促進基本計画の中でも実際の支援においても重要な位置づけであるが、その運営の実態は、経営的にも人員体制的にも「苦しい」状態に置かれている現状を確認した。

第3章では、愛知県で、知多地域成年後見センター、尾張東部権利擁護支援センター、尾張北部権利擁護支援センター、海部南部権利擁護センターとつづく、NPO法人による中核機関（予定含む）の取組がある。特に設置後10年前後を経過した前2つのセンターは大きな成果を上げていることからこれらの実践を検討し、専業体制であることや広域連携をする市町村と対等・等距離であり民間組織らしい柔軟な発想による事業展開など、NPOによるセンターの特徴を確認した。

第4章では、広域連携により市町村社会福祉協議会に委託する場合、中核機関としての広域での役割と単独市

町村の市民・住民を対象とした区域内の事業者としての役割との調整が必要であることや準行政的な組織・事業運営がされる社会福祉協議会とくらべてNPOは民間らしい柔軟な働きを期待できることなどから、本研究では、広域連携の中核機関としてはNPOを配し、地域に密着した法人後見や日常生活自立支援事業等については市町村社会福祉協議会と連携がとれるような仕組みを提案した。

終章では、研究の目的とした問いに対する「NPOにより広域中核機関を担わせることも検討すべきである」との研究結果を記した。

【今後の課題】

本研究の方法は、文献調査であったが文献調査のみでは、「地域の実情」に踏み込んだ成果は得られなかった。また、広域での権利擁護支援の取組を検討する研究の視点として、①都道府県・市町村の責務、②NPOの市民自治にかかる特性、③ローカル・ガバナンスとデモクラシー等の観点が必要であったと考えている。

今後、こうした視点も取り入れ、一人ひとりのかけがえのない人生を大切にできる権利擁護の仕組みについての研究を続けていきたい。